

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良朱雀高等学校の項の次に次のように加える。

奈良県立国際高等学校	奈良市二名町一九	全日制	国際
校	四四の一二		

別表第一奈良県立平城高等学校の項及び奈良県立登美ヶ丘高等学校の項を削り、同表奈良県立奈良情報商業高等学校の項中「総合情報」を削り、同表奈良県立五條高等学校の項中「普通、農業」を「農業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良情報商業高等学校の全日制の課程の総合情報科にあつては令和三年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立平城高等学校の全日制の課程の普通科及び奈良県立登美ヶ丘高等学校の全日制の課程の普通科にあつては令和四年三月三十一日までの間、同表に規定する奈良県立五條高等学校の定時制の課程の普通科にあつては令和五年三月三十一日までの間、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、なお存続するものとする。
（原級留置となつた者に対する措置）

3 前項の規定によりなお存続することとされた高等学校の課程の学科のうち、奈良県立平城高等学校の全日制の課程の普通科又は奈良県立登美ヶ丘高等学校の全日制の課程の普通科に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと（以下「原級留置」

という。)となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校の課程の学科を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、別に教育長が定める基準に基づき、奈良県立国際高等学校の全日制の課程の国際科又は奈良県立西の京高等学校の全日制の課程の普通科の相当学年に在学しているものとする。

4 第二項の規定によりなお存続することとされた高等学校の課程の学科のうち、奈良県立五條高等学校の定時制の課程の普通科に在学し原級留置となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校の課程の学科を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、奈良県立畝傍高等学校の定時制の課程の普通科の相当学年に在学しているものとする。